

利用上の注意

1 調査の目的

商業統計調査は、我が国の商業の実態を明らかにすることを目的としている。

2 調査の根拠

商業統計調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく「基幹統計調査」であり、商業統計調査規則（昭和 27 年通商産業省令第 60 号）によって実施している。

3 調査の期日

平成 26 年商業統計調査は、平成 26 年 7 月 1 日現在で実施した。

なお、商業統計調査は周期調査であるが、平成 9 年以降の調査から 5 年ごとに実施し、その中間年（調査の 2 年後）に簡易な調査を実施している。

また、経済センサス（基礎調査及び活動調査）の創設に伴い、商業統計調査は経済センサス-活動調査実施年の 2 年後に実施することとなり、今回は経済センサス-基礎調査との同時調査（一体的）により実施した。

4 調査の範囲

商業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）に掲げる「大分類 I - 卸売業・小売業」に属する事業所（東日本大震災に係る警戒区域等をその区域に含む調査区分にある事業所（商業統計調査規則第 4 条参照）を除く）を対象とした。

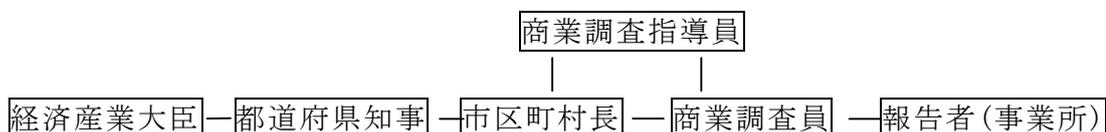
調査は、民営の事業所を対象とした。例えば、商業以外の会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）、また、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ・インターネット販売などの事業所も調査の対象とした。

なお、調査期日に休業若しくは清算中、季節営業であっても専従者がいる事業所は対象とした。

5 調査の方法及び経路

商業統計調査の調査方法及び調査経路は以下のとおりである。

- ① 報告者（事業所）が自ら調査員によって配布された調査票に記入（自計方式）し、調査員が回収するか、又はオンライン提出による調査員調査方式



- ② 商業事業所の本社・本店等が傘下の商業事業所の調査票を事業所ごとに作成し、一括して経済産業省へ郵送又はオンラインにより提出する本社等一括調査方式



6 集計方法及び集計対象

(1) 本確報は、調査結果のうち、産業大分類が「I－卸売業、小売業」に格付けられた事業所について、以下のとおり集計したものである。

① 調査結果の概要（「5 小売業業態分類別」を除く）については、産業大分類「I－卸売業、小売業」に格付けられた事業所（調査対象事業所）を全て集計しているが、年間商品販売額及び売場面積は、数値が得られた事業所について集計した。

② 統計表については、産業大分類「I－卸売業、小売業」に格付けられた事業所のうち、以下の全てに該当する事業所（集計対象（有効回答）事業所）について集計した。

・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと。

・産業細分類の格付けに必要な事項の数値が得られた事業所であること。

このため、上記①の集計と事業所数、従業者数は一致しない。

なお、年間商品販売額と売場面積については、当該調査項目の数値が得られた事業所が同じであることから、同値となっている。※

※①と②の集計における卸売業及び小売業の合計の比較

集計区分	事業所数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)	売場面積 (㎡)
① 調査結果の概要 (「5 小売業業態分類別」を除く)	14,525	95,697	2,153,984	1,594,907
② 統計表	11,290	76,230	2,153,984	1,594,907

(2) 調査結果の概要において、「平成24年」の数値は「平成24年経済センサス-活動調査」の結果である。なお、平成24年以降の調査の数値は、平成19年の日本標準産業分類第12回改定及び調査設計の大幅な変更に伴い、平成19年以前の調査の数値とは厳密には接続しない。数値の解釈に当たっては留意されたい。

7 主な用語の説明

(1) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

① 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所。

② 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所。

③ 主として業務用に使用される商品〔事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）など〕を販売する事業所。

④ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理事務のみを行っている事業所を除く）。例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所とする。

- ⑤ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所。なお、修理料収入額の方が多くても同種商品を販売している場合は、修理業とせず卸売業とする。
- ⑥ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）。「代理商、仲立業」には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

(2) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所。
- ② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所。
- ③ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所。なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業〔大分類R－サービス業（他に分類されないもの）〕とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。
- ④ 製造小売事業所（自店で製造した商品とその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）。例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。
- ⑤ ガソリンスタンド。
- ⑥ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所など）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所。
- ⑦ 別経営の事業所。官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

(3) 従業者数

平成26年7月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者をいう。「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計であり、臨時雇用者は含めていない。

(4) 年間商品販売額

平成25年1月1日から平成25年12月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

(5) 小売業業態分類別

調査結果のうち、小売業を営む事業所について、別表の「業態分類表」のとおり、業態区分の定義に従って再集計したものである。

8 地区別区分は次のとおりである。

東部地区	別府市、杵築市、国東市、姫島村、日出町
中部地区	大分市、臼杵市、津久見市、由布市
南部地区	佐伯市
豊肥地区	竹田市、豊後大野市
西部地区	日田市、九重町、玖珠町
北部地区	中津市、豊後高田市、宇佐市

9 記号及び注記

- (1) 調査結果の概要及び統計表中の「－」は該当数値なし、「0」及び「0.0」は四捨五入による単位未満、「▲」はマイナスの数値を表している。「X」は事業所数が1又は2に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であるが、事業所数が3以上に関する数値であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿している。
- (2) 「年間商品販売額」の数値については、積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で必ずしも一致しない。
- (3) 調査結果の概要及び統計表中の「構成比」については、積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で必ずしも一致しない。
- (4) 本確報は、経済産業省「平成26年商業統計調査」確報結果の調査票情報について本県が独自集計した資料から作成したものである。

10 内容についての問い合わせ先

本確報についての問合せは、下記にご連絡ください。

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県企画振興部統計調査課産業統計班（電話 097-506-2449）

関連する調査結果については下記ホームページからご覧になれます。

◆商業統計調査（経済産業省）<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syougyo/>

◆経済センサス（総務省統計局）

<http://www.stat.go.jp/data/e-census/>

◆大分県の統計

<http://www.pref.oita.jp/site/toukei/>

「業態分類表」

区 分	セルフ方式 (注1)	取扱商品等(注2)	売場面積	営業時間	備 考	
1. 百貨店	×	産業分類「561百貨店,総合スーパー」に格付けされた事業所	3000㎡以上(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		産業分類「561百貨店,総合スーパー」とは、衣、食、他(=住)にわたる各種商品を小売し、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所で、従業者が50人以上の事業所をいう。	
(1) 大型百貨店			3000㎡未満(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)			
(2) その他の百貨店						
2. 総合スーパー	○		3000㎡以上(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)			
(1) 大型総合スーパー			3000㎡未満(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)			
(2) 中型総合スーパー						
3. 専門スーパー	○	住関連スーパーのうち「60211 金物」+「60221 荒物」+「60421 種・種苗」が0%を超え70%未満	250㎡以上			
(1) 衣料品スーパー						衣が70%以上
(2) 食料品スーパー						食が70%以上
(3) 住関連スーパー						住が70%以上
うちホームセンター(注4)						
4. コンビニエンスストア	○	飲食料品を扱っていること	30㎡以上250㎡未満	14時間以上	「飲食料品」とは、商品分類番号の上位2桁が58のものをいう。産業分類「5891 コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)」以外も含む。	
うち終日営業店				終日営業		
5. 広義ドラッグストア	○	以下のいずれかに該当する事業所 ・産業分類「6031ドラッグストア」に格付けされた事業所 ・「603 医薬品・化粧品」を小売販売額全体の25%以上取扱い、かつ、「60321 一般医薬品」を扱っている事業所			産業分類「6031ドラッグストア」とは、産業分類「603医薬品・化粧品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用しており、「60321 一般用医薬品」を扱っている事業所をいう。	
うちドラッグストア		産業分類「6031ドラッグストア」に格付けされた事業所				
6. その他のスーパー	○	2、3、4、5以外のセルフ店				
うち各種商品取扱店(注3)						
7. 専門店	×	571,572,573,574,5791,5792,5793,5799のいずれかが90%以上				
(1) 衣料品専門店		582,583,584,585,586,5892,5893,5894,5895,5896,5897,5898,5899のいずれかが90%以上				
(2) 食料品専門店		5911,5912,5913,5914,592,593,601,602,6032,6033,6034,604,605,606,607,6081,6082,6092,6093,6094,6095,6096,6097,6098,6099のいずれかが90%以上				
(3) 住関連専門店						
8. 家電大型専門店	×	産業分類「5931機械器具小売業」又は「5932電気事務機械器具小売業」に格付けされた事業所	500㎡以上			
9. 中心店	×	衣が50%以上(1、7、8、11に該当する小売店を除く)				
(1) 衣料品中心店		食が50%以上(1、7、8、11に該当する小売店を除く)				
(2) 食料品中心店		住が50%以上(1、7、8、11に該当する小売店を除く)				
(3) 住関連中心店						
10. その他の小売店	×	1、7、8、9、11以外の非セルフ店				
うち各種商品取扱店(注3)						
11. 無店舗販売 (注5)	×	訪問販売+通信+カタログ販売+インターネット販売+自動販売機による販売が100%	0㎡			
うち通信+カタログ販売、インターネット販売		無店舗販売のうち、通信+カタログ販売+インターネット販売が80%以上				

(注1) 「セルフ方式」とは、売場面積の50%以上について、セルフサービス方式を採用している事業所をいう。

(注2) 「取扱商品等」欄の3桁及び4桁の番号は、商品分類番号である。また、「衣」、「食」、「住」とは、商品分類番号の上位2桁で衣(57)、食(58)、住(59、60)に分類して集計したものをいう。

(注3) 「各種商品取扱店」とは、「569その他の各種商品小売業」に格付けされ、かつ、コンビニエンスストア及び広義のドラッグストアの定義に該当しない事業所であって、「6. その他のスーパー」はセルフサービス方式を採用している事業所、「10. その他の小売店」はセルフサービス方式を採用していない事業所をいう。

(注4) 業態分類「うちホームセンター」に分類される条件と、産業分類「6091ホームセンター」に格付けられる条件(以下に該当する事業所)は同一ではない。
・セルフサービス方式を採用し、売場面積500㎡以上で、商品分類「60211金物」、「60221荒物」及び「60421苗・種子」のいずれかを扱っている事業所

(注5) 産業分類「61無店舗小売業」とは、販売形態のうち店頭販売の割合が0%及び売場面積が0㎡の事業所をいい、業態分類「11. 無店舗販売」の事業所数等とは一致しない。